



市街化調整区域の 在り方について



QRコード

問

市街化調整区域
についての今後の
考え方や方向性はど
うか。市街化区域と市
街化調整区域の見直し
は、概ね5年ごとに行
われているが、このサ
イクルを縮め、より迅
速な対応ができないか。

答

市街化調整区域
は、主に農業環
境や自然環境の保全を
図り、市街化を抑制す
べき区域として位置づ
けられている。既存集
落のコミュニティの維
持や地域課題に柔軟に
対応できるよう、地区
計画、田園まちづくり
制度や開発許可制度の
弾力的な運用による持
続可能なまちづくりを
支援しており、市街化
調整区域の今後の考え
方や方向性については、
基本的に変更はない。
まちづくりは中長期的
視点から進めるべきで
あるため、見直しサイ
クルは現状の5年ごと
が適切であると考え

問

田園まちづくり
制度の改善や柔
軟な運用の検討が必要
と考えるかどうか。

答

平成19年の制度
運用開始時に比
べ、空き家空き地など
がより顕著化している。
また、許可要件に合わ
ず移住を断念するなど、
地域の課題に適応でき
ていないケースも生じ
ており、来年度から、
地域の実情に即し弾力
的かつ柔軟な運用がで
きるよう、制度の見直
し作業を進めている。

その他の質問項目

●市街化調整区域の在
り方について「加古川市
開発事業の調整等に関
する条例の改正」●遊休
農地・荒廃農地対策につ
いて「遊休農地の発生防
止策／小規模ほ場への耕
作補助」



織田 正樹 議員
(志政加古川)